

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月18日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第8号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「，社会福祉職」及び「，社会福祉職は中級採用試験，初級採用試験及び経験者採用試験を」を削る。

第21条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は，人事委員会が行う転任試験に合格した者に限り，選考による採用の職にある者を試験による採用の職に転任させ，又は試験により採用された者を試験による採用の他の職に転任させることができる。ただし，係長及びこれに相当する職以上の職にある者を転任させる場合は，この限りでない。

第21条第1項各号を削る。

第21条第2項中「行なう」を「行う」に改め，同項本文中「転任試験は」を「前項の転任試験は」に，「準じ」を「準じて」に，「かえる」を「代える」に改め，同項ただし書中「のあった」を「があった」に改め，同条第3項中「当該転任した者」を「その者」に，「採用試験の，」を「採用試験の」に改める。

第22条第1項中「，社会福祉職」を削り，「の行なう」を「が行う」に改め，同条第2項中「行なう」を「行う」に改め，同項本文中「資格試験は」を「前項の資格試験は」に，「準じ」を「準じて」に，「かえる」を「代える」に改める。

別表第3 1 係長及びこれに相当する職の項中「(2) 一般事務職，一般技術職及び社会福祉職」を「(2) 一般事務職及び一般技術職」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)